

福祉特集号

平成27年8月下旬号別冊

市のさまざまな
福祉サービスをご紹介します

年々、少子高齢化が進む中で、市では地域社会において
すべての人が生きがいを持って明るく、楽しく、
健康で自分らしく暮らせるまちづくりを目指しています。



**高齢者福祉
介護・高齢福祉課**
☎ 354-8170・354-8190
354-8425・354-8427
FAX 354-8280
E-mail : kaigohoken@
city.yokkaichi.mie.jp

介護保険によるサービス

65歳以上の人（第1号被保険者）
が、介護が必要になったときや、40
～64歳の人（第2号被保険者）が、
国が定める特定の疾病が原因で介護
が必要となったとき、要介護などの
認定を受けると、介護の程度によっ
てさまざまな介護サービスを利用で
きます。原則、費用の1割または2
割を負担していただきます。介護保
険によるサービスには、居宅サービ
ス、施設サービス、地域密着型サー
ビスがあります。

介護サービスの利用方法

介護サービスを利用するためには、要支援・要介護認定を受けることが必要です。認定手続きは次のように進められます。

- ①市役所の窓口などで申請
▽
- ②調査員による訪問調査とかかりつけ医師の意見書の提出
▽
- ③介護認定審査会による審査判定
▽
(介護が必要と認められた場合)
▽
- ④ケアマネジャーの選定
▽
- ⑤介護予防・介護サービス計画（ケアプラン）の作成
▽
- ⑥介護サービスの利用開始

※施設サービスを希望する場合は、直接施設へ申し込んでください

◆居宅サービス◆

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、食事などの介護を行います。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで訪問して入浴介護を行います。

訪問看護

看護師などが自宅を訪問してケアを行います。

訪問リハビリテーション

専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

●施設へ通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、入浴や食事などの介護を日帰りで行います。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、リハビリテーションを日帰りで行います。

●短期間入所して利用するサービス（ショートステイ）

短期入所生活介護

施設へ短期間入所して、入浴や食事などの介護が受けられます。

短期入所療養介護

介護老人保健施設などへ短期間入所して、機能訓練や介護が受けられます。

●在宅での介護を支えるサービス

福祉用具貸与

車いす、歩行器などの福祉用具を、

貸与します。軽度の人については、一部利用制限があります。

福祉用具購入費の支給

入浴補助用具など日常生活に必要な福祉用具を購入するときに、後日購入費用の原則9割または8割分を支給します。購入前に申請してください。（年間10万円まで）

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行うときに、後日改修費用の原則9割または8割分を支給します。工事前に申請してください。（1人上限20万円）

●在宅に近い環境で利用するサービス
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居して、入浴や食事などの介護が受けられます。※居宅サービスには、それぞれ、要支援1・2の人を対象とした介護予防サービスがあります

◆施設サービス◆

介護老人福祉施設

（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人が入所し、介護が受けられます。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人が在宅復帰できるように入所し、リハビリテーションを中心としたケアが受けられます。

介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が入所し、ケアが受けられます。

※介護老人福祉施設に新規に入所して、

きるのは、原則として、要介護3以上の人、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に新規に入所できるのは、要介護1以上の人に限ります

◆地域密着型サービス◆

認知症対応型通所介護

通所介護施設で認知症の人を対象に専門的な介護を行います。

※要支援1・2の人を対象とした介護予防サービスもあります

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人が共同生活をしながら介護を受けます。

※要支援2の人を対象とした介護予防サービスもあります

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。

※利用できるのは、要介護1以上の人に限ります

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊りを組み合わせて、馴染みの関係の中でサービスを提供します。

※要支援1・2の人を対象とした介護予防サービスもあります

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、サービスを柔軟に提供します。

※利用できるのは、要介護1以上の人に限ります

地域密着型介護老人福祉施設

入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所して、介護サービスを利用します。

※新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の人に限ります

◆低所得者の 利用者負担の軽減◆

居住費（滞在費）、食費の軽減

施設入所（ショートステイを含む）の人で市県民税非課税世帯などの人

は、居住費（滞在費）と食費の減額を受けることができます。軽減を受けるには手続きが必要です。

高額介護サービス費の払い戻し

1カ月の介護サービスにかかった費用が一定の上限を超えた場合は、その超えた分が高額介護サービス費などとして払い戻されます。該当する人には介護・高齢福祉課からお知らせします。

高額医療合算介護サービス費

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に、同一世帯で医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、自己負担の合計（ただし、同一世帯において異なる医療保険に加入している人は合計されません）が一定の限度額を超えた場合、申請により高額医療合算介護サービス費などが支給されます。

社会福祉法人による

サービスの利用者負担の軽減

県へ届け出た社会福祉法人によるサービスを利用した人は、利用者負担のうち原則25%が減額されます。施設入所の居住費、食費のほか、デイサービスの食費についても減額の対象になります。軽減を受けるには手続きが必要です。

利用者負担の減免

災害そのほかの理由で収入に著しい減少があり、費用の自己負担が困難な場合には、自己負担額が申請により減免されます。

その他の高齢者福祉サービス

おむつ支援事業

在宅でおむつを使用している要介護3以上の人を対象に、おむつなどにかかる経費の一部を補助します。

家族介護慰労事業

次の条件を満たす高齢者を介護している家族に対して、介護慰労金（10万円）を支給します。

①要介護4以上

②市民税非課税世帯

③1年間介護サービスを利用せず、入院もしていない（1年間に1週間程度のショートステイ利用・入院を除く）

訪問給食事業

心身の障害などで調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、同居家族がいても家族全員が調理困難で見守りが必要な世帯の高齢者を対象に、自宅に給食（昼・夕食）を届けます。（日曜日、祝・休日、年末年始を除く）

緊急通報装置の貸与

疾患などで突発的に助けが必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者（所得税非課税）などを対象に、緊急通報装置を貸与します。

高齢者家族支援サービス

認知症により徘徊するおそれのある高齢者などで、市民税非課税の人を対象に、携帯用発信機の購入費などを補助します。

障害者控除対象者の認定

65歳以上の要介護認定を受けた高齢者またはその高齢者を扶養している人が、所得税法や地方税法による障害者控除を受けるときの認定書を交付します。おむつの使用証明は、要介護認定を受けている人で一定要件を満たすときに交付します。

相談窓口

在宅介護支援センター

おおむね地区市民センターの管轄地域を担当しており、高齢者やその家族の身近な相談窓口として、必要なサービスの調整や在宅介護に関する相談、申請の代行などを行います。

地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の専門職員を配置し、在宅介護に関する専門的な相談に応じるとともに、介護予防のための支援を行います。

介護保険料を納め忘れないようにお願いします

保険料を滞納していると、いったん介護サービスの費用を全額自己負担していただくことになったり、通常1割または2割の自己負担が3割になったりすることがあります。保険料を納付書で納める人は、納め忘れない「口座振替」をご利用ください。

介護保険制度が改正されました

3年ごとの見直しにより、次のとおり、介護保険制度の一部が改正されました。

■平成27年8月から介護保険の費用負担が変わりました

介護費用の増加に対応するため、今回の介護保険制度改正によって、平成27年8月から下記のとおり利用者負担の一部が見直されました。詳しくは、介護・高齢福祉課へお問い合わせください。

負担割合が変わりました

一定以上の所得のある人は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になりました（詳細は広報よっかいち7月上旬号参照）。介護認定を受けている人には介護保険負担割合証を交付しています。サービス利用時に被保険者証と併せて事業所へ提出してください。

高額介護サービス費の上限額が変わりました

同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合、月々の負担額の上限が37,200円から44,400円になりました。ただし、同一世帯内に65歳以上の人1人の場合はその人の収入が383万円未満、2人以上いる場合は収入合計が520万円未満の場合には、あらかじめ介護・高齢福祉課へ申請することで37,200円になります。要件を満たす人には申請書をお送りします。

※「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた額です

居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受けられる人が、市県民税非課税世帯の人で預貯金などの少ない人に限定されました<負担限度額認定要件の変更>

軽減を受けられるのは、生活保護受給者か、以下の条件をすべて満たす人になります。

- ①本人、同一世帯の世帯員および配偶者（世帯分離、別居、内縁関係の者を含む）が市県民税非課税
- ②本人および配偶者（別居、内縁関係の者を含む）の預貯金などの額の合計が2,000万円以下（配偶者がいない場合は、本人の預貯金などの額が1,000万円以下）

※申請の際には、預金通帳の写しなどの添付が必要になります

居住費（滞在費）の負担が変わりました

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する人、ショートステイを利用する人のうち、課税世帯の人などは、居住費（滞在費）として室料相当の額を負担していただくこととなります。（世帯全員が市県民税を課税されていない人で、引き続き居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受ける人の負担額は変わりません）具体的な居住費（滞在費）の負担額は、各施設にお問い合わせください。

■平成27年4月から特別養護老人ホームへの入所要件が変わりました

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に重度の要介護状態にある人が入所できるよう、原則として要介護3以上の人のみが入所できることとなりました。ただし、要介護1・2の人でも、認知症などやむをえない事情で在宅生活が困難な人は、特例的に入所できる場合があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

■四日市市では平成29年4月から新たに「総合事業」が始まります

今回の制度改正で、要支援1・2の人に対する訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が、全国一律の介護予防サービスから、市町村が基準などを定める「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移行することになりました。これにより、これまでサービスを提供してきた介護サービス事業所だけでなく、ボランティア・NPOなど多様な主体が、柔軟にサービスを提供できるようになります。

「総合事業」は、市町村ごとに開始時期を決めることができる経過措置が設けられており、四日市市では平成29年4月から事業を開始します。



**障害者(児)福祉
障害福祉課**
☎354-8171・354-8527
354-8163
FAX 354-3016
E-mail: syougai Fukushi@
city.yokkaichi.mie.jp

身体障害者手帳、 療育手帳の交付

身体障害のある人には身体障害者手帳、知的障害のある人には療育手帳を交付しています。これらの手帳をお持ちの場合、等級によりさまざまな福祉サービスを利用することができます。

補装具費の支給 (購入・修理)

障害を補うための補装具（義手、義足や補聴器など）の費用を支給します。

更生医療の給付

身体に障害のある人（18歳以上）に、その障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療の給付を行います。

日常生活用具の給付

日常生活を容易にするためのストマ装具（蓄便・蓄尿袋）、紙おむつ、ベッドなどの給付を行います。

手話通訳者・ 要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害や音声・言語機能障害のある人に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣します。

居宅サービス

●訪問などにより利用するサービス
居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

移動支援

全身性の肢体障害、知的障害のあ

る人などが外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動の介助を行います。

●短期間施設に入所や通所をして利用するサービス

短期入所

家庭で介護している人が、病気などで一時的に介護できない場合に、施設などで短期間、介護を行います。

日中一時支援

日中、活動の場として施設を提供し、一時的な介護や見守りなどの支援を行います。

●施設に通って利用するサービス

生活介護

昼間に施設で介護や、創作的活動などを行います。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のための訓練を行います。

就労継続支援

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識および能力向上のために必要な訓練を行います。

そのほか、グループホームや施設入所サービスなどがあります。

※介護保険サービスと共通するものについては、介護保険サービスを利用していただくことが原則となります。なお、各種の福祉サービス利用には所得に応じた利用者負担が必要です

障害者相談支援事業

障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、介護相談などを行います。

(身体障害)

障害者自立生活支援センター
かがやき

☎354-8450 FAX354-8426

(精神障害)

障害者相談支援センター ソシオ

☎345-9016 FAX346-4643

障害者相談支援センター HANA

☎320-2761 FAX322-6833



(知的障害)

相談支援事業所 陽だまり

☎328-5881 FAX328-5882

相談支援事業所 ブルーム

☎329-5657 FAX329-5658

障害児福祉手当

◆受給者

著しい重度の障害のために日常生活において常時介護が必要な20歳未満の在宅の人（診断書による判定となります。所得制限あり）

◆支給月額

14,480円（4月支給から）

特別障害者手当

◆受給者

日常生活において著しい重度の障害のために常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人（診断書による判定となります。所得制限あり）

◆支給月額

26,620円（4月支給から）

重度障害手当

◆受給者

市内に在住する重度障害者（児）で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人（新たに申請する場合は申請日において満65歳未満の人）

◆支給月額 2,000円

障害者医療費助成

身体障害者手帳1～3級の人、知能指数が70以下と判定された人および精神保健福祉手帳1級の人の医療保険適用分の自己負担額を助成します。ただし、所得制限があります。

各手当の制度により、受給者または対象児が施設などに入所・入院している場合、手当の支給が制限されることがあります。



市社会福祉協議会
☎ 354-8265
FAX 354-6486
E-mail : y-syakyo@m5.cty-net.ne.jp

地域福祉課
(☎354-8144)

- 成年後見および日常生活自立支援に関すること
成年後見が必要な人や、高齢者や障害のある人で日常生活における判

断能力が不十分な人が、安心して生活できるよう、必要な福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などの相談、支援を行います。

- ボランティアに関すること
ボランティア活動に参加したい人やボランティアの支援を必要としている人、福祉やボランティアについて学習したい人などを対象に相談を行います。
- 福祉総合相談室 (☎354-2411)
福祉総合相談 月～金(祝・休日と年末年始を除く) 8:30～17:15

四日市障害者就業・生活支援センター「プラウ」(☎354-2550)

障害のある人の「働きたい気持ち」を応援します。就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、関係機関と連携しながら、働くためにはどうすればいいか、何が必要なのかや、日常生活についても一緒に考えて、支援を行います。
事業主の皆さんからの障害者雇用についての相談も行います。



子ども・子育てに関すること

こども未来課
☎354-8069 FAX354-8061
E-mail : kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp

子育て支援センター

未就園のお子さんを安心して遊ばせるとともに、子育ての仲間が見つけれられるよう、市内17カ所に子育て支援センターを開設しています。予約不要で、無料です。

子育て支援センターには保育士が常駐し、安全に遊べるよう遊びの環境を整えたり、育児相談を受けたりしています。

また、保健師や栄養士による相談や父親の子育て相談(よかパパ相談)も日時を決めて実施しています。

詳しくは、こども未来課、または橋北子育て支援センター(☎332-4527)へお問い合わせください。

保育幼稚園課
☎354-8172 FAX357-5260
E-mail : hoikuyouchien@city.yokkaichi.mie.jp

保育園

保護者が仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない場合に入園することができます。園によって対象年齢は異なりますが、0歳

児から就学前までの子どもが通園しています。

また、早朝から夕方までお預かりする長時間の保育や日曜日・祝日にお預かりする休日保育、保護者が仕事や病気の時などに利用できる一時保育などがあります。

こども保健福祉課
☎354-8083 FAX354-8061
E-mail : kodomohokenfukushi@city.yokkaichi.mie.jp

児童手当

- ◆ 受給者
中学校卒業までの児童を養育している人
- ◆ 支給月額
0～3歳未満…15,000円(一律)
3歳～小学校終了前…10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生…10,000円(一律)
児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合…特例給付として月額一律5,000円



児童扶養手当

- ◆ 受給者
父母の離婚などにより、父または母と生活を共にしていない児童を監護している母か父、または児童を監護し生計を同じくする養育者。父または母が重度障害の場合も対

象になります。(所得制限あり)
手当の対象は、満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童(特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満まで)。受給者または対象児童が、公的年金を受給できる場合は、お問い合わせください。

- ◆ 支給月額
児童1人の場合
全部支給…42,000円
一部支給…9,910円～41,990円
児童2人目…5,000円
3人目以降は1人増すごとに3,000円加算

特別児童扶養手当

- ◆ 受給者
身体障害者手帳1級から4級の一部(平衡機能障害は5級まで)、療育手帳AまたはB1程度に該当する20歳未満の障害者を養育している父もしくは母、または養育者。(診断書により受給できる場合があります。所得制限あり)
- ◆ 支給月額
1級(重度障害)…51,100円
2級(中度障害)…34,030円

医療費の助成

- 以下の①または②の医療保険適用分の自己負担額を助成します。ただし、所得制限があります。
①子ども医療費…中学校終了前ま

での子どもの通院・入院が対象
(中学生の通院は、平成27年9月受診分から対象となります)

- ②一人親家庭等医療費… 18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母子および父子家庭の父子ならびに父母のいない18歳未満の児童の通院・入院が対象。父または母が重度障害者の場合も対象となります。

■不妊治療医療費

①四日市市不妊治療医療費

治療にかかる医療費助成をします。ただし、所得・年齢に応じて助成額の算出方法が異なります。(所得制限・助成額上限あり) 医療保険制度に加入している夫婦のうち、治療を受けた方が四日市市に住民登録があり、市税を滞納していない夫婦が対象となります。

②男性不妊治療医療費

特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法 (TESE)、精巣上体内精子吸引採取法 (MESA)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための保険外診療で行った手術医療費を助成します。(所得制限・助成額上限あり) 対象は、四日市市不妊治療医療費助成と同様の条件に該当する夫婦です。

③不育症治療医療費

2回以上の流産等の不育症治療について、指定医療機関での保険外診療分の医療費を助成します。(所得制限・助成額上限あり) 対象は、四日市市不妊治療医療費助成と同様の条件に該当する夫婦です。

④三重県特定不妊治療医療費

指定医療機関で治療を受けた特定不妊治療 (体外受精、顕微授精) について助成します。(所得制限・助成額上限あり) 治療開始時の年齢によって、助成を受けられる回数異なります。

医療費の給付

指定医療機関の医師が必要と認められた場合、その医療費 (保険診療分) を給付します。

■養育医療

出生時体重が2,000g以下または生活力が特に希薄であって、一般状態などに異常を示すもののうち、入院を必要と認めた場合

■育成医療

18歳未満の児童に対し、身体に障害がある、または治療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患があり、確実な治療効果が期待できると認めた場合

■小児慢性特定疾病医療

疾病ごとの認定基準を満たす場合 (18歳未満の児童。ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は満20歳未満)

家庭児童相談室

☎354-8276 FAX354-8061

E-mail : kodomohokenfukushi@city.yokkaichi.mie.jp

子育て、ひとり親家庭など児童・家庭の相談をお受けします。相談についての秘密は厳守されます。



◆相談日時

月～金曜日 (祝・休日と年末年始を除く) 8:30～17:15

子育てショートステイ

保護者の病気や出産などで、家庭で子どもの面倒が見られないとき、一時的に24時間体制で預かります。(7日以内、有料)

ひとり親家庭などへの貸し付け・自立支援のための給付

ひとり親家庭や寡婦の自立への援助や児童福祉の増進のための貸付制度があります。詳しくは、家庭児童相談室へ。

このほか、奨学資金制度もご利用ください。

◆問い合わせ

市奨学会奨学資金…教育総務課 (☎354-8236)、日本学生支援機構…在学中の高校や大学

発達総合支援室

☎354-8064 FAX354-8061

E-mail : kodomohokenfukushi@city.yokkaichi.mie.jp

子どもの発達について、共に考え、必要に応じて関係機関などと連携を図りながら、支援をしていきます。相談についての秘密は厳守されます。

◆相談日時

月～金曜日 (祝・休日と年末年始を除く) 8:30～17:15

■障害児通所支援サービス利用のための手続きを行っています

障害児通所支援とは、障害のある児童が、下記のサービスの中から必要とするサービスを利用するための制度です。

対象者

身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む) などのため、通所による療育等の支援が必要な18歳未満の人が対象です。

サービスの種類

- ◆放課後等デイサービス
- ◆保育所等訪問支援
- ◆児童発達支援

子どもの虐待防止 ホットラインよっかいち (☎353-5110)

一人で悩んでいる保護者や子ども、「もしや虐待」と気付いた人などからの相談に、電話で応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

◆相談日時

月～金曜日 (祝・休日と年末年始を除く) 8:30～17:15

虐待かもと思ったら ☎189(いちはやく)番へ

お近くの児童相談所につながります。児童相談所全国共通ダイヤルが、3ケタの番号になりました。

※旧番号0570-064-000でもつながります。